

川崎市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則（抜粋）

第2条（委任） 委員会は、次に掲げる事項を除き、その権限に属する教育事務を教育長に委任する。

- （1） 教育行政の運営に関する基本的な方針及び計画に関すること。
- （2） 教育委員会規則又は訓令の制定及び改廃並びに重要な通達を行うこと。
- （3） 教育予算その他教育事務で議会の議決を経るべき議案について、市長に対し意見の申出を行うこと。
- （4） 学校その他の教育機関の設置及び廃止並びに位置及び名称の変更に関すること。
- （5） 研修、服務その他の人事の一般方針を定めること。
- （6） 教育委員会及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員の任免その他の人事に関すること。
- （7） 附属機関を組織する委員の任免、委嘱及び解嘱を行うこと。
- （8） 教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行状況に係る点検及び評価に関すること。
- （9） 重要な学校その他の教育機関の工事の基本計画の策定に関すること。
- （10） 重要な教育財産の取得及び移管並びに処分について、市長に対し意見の申出を行うこと。
- （11） 重要な教育財産の用途又は目的の変更若しくは廃止に関すること。
- （12） 訴訟、不服申立てその他の争訟に関すること。
- （13） 通学区域の設定又は変更を行うこと。
- （14） 義務教育諸学校を除く市立学校の生徒等の募集の基本方針に関すること。
- （15） 教科用図書の採択を行うこと。
- （16） 文化財の指定及び認定並びに解除に関すること。
- （17） 重要な表彰に関すること。
- （18） 請願及び陳情（以下「請願等」という。）に関すること。
- （19） 公文書の開示請求等に関すること。

第3条（教育長の臨時代理） 教育長は、緊急やむを得ない事情があるときは、前条各号に規定する事務について、臨時にこれを代理することができる。

- 2 教育長は、前項の規定により、臨時に事務を代理したときは、直近の委員会会議に報告し、その承認を受けなければならない。

川崎市学校運営協議会規則（抜粋）

（委員の任命）

第9条 協議会の委員は、次に掲げる者のうちから、委員会が任命する。

- （1） 保護者
- （2） 地域住民
- （3） 対象学校の運営に資する活動を行う者
- （4） 対象学校の校長
- （5） 対象学校の教職員
- （6） 学識経験者
- （7） その他委員会が適当と認める者

2 対象学校の校長は、前項の委員の任命に関する意見を委員会に申し出ることができる。

3 委員の辞職等により欠員が生じた場合には、委員会は、速やかに新たな委員を任命するものとする。

4 委員は、特別職の地方公務員の身分を有する。

（任期）

第11条 委員の任期は、任命された日から当該日の属する年度の末日までとし、再任を妨げない。

2 第9条第3項の規定により新たに任命された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

学校運営協議会設置校（コミュニティ・スクール）一覧表

令和元年5月1日現在

設置年度	設置校 / 中学校区	委員の任期
平成31年度	(平間小学校)	(承認日 ～令和2.3.31)
	東橋中学校	東橋中学校区
	子母口小学校	
	久末小学校	
	金程中学校	金程中学校区
	千代ヶ丘小学校	
	金程小学校	
平成27年度	苧宿小学校	平成30.4.1 ～令和3.3.31
	稲田中学校	
平成20年度	上丸子小学校	平成30.4.8 ～令和2.3.31
	中野島中学校	
平成18年度	川中島小学校	
	東小田小学校	
	南河原小学校	
	土橋小学校	